

## 津波・高潮危機管理対策緊急事業（継続）

【275（371）百万円】

### 対策のポイント

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を推進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進します。

（海岸保全施設等の現状）

- ・ 平成19年に発生した台風4号や新潟県中越沖地震などのように、近年甚大な自然災害が多発化しています。
- ・ 地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による破滅的な災害などが懸念されており、その対策が喫緊の課題となっています。

### 政策目標

津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等について防災・減災対策を実施

3.5万ha（H14年度） 2.2万ha（H19年度）まで減少

### < 内容 >

一連の防護区域を有する海岸において、地方が作成する津波・高潮危機管理対策緊急事業計画に基づき、各種対策を総合的に実施します。

### < 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 地方公共団体
2. 補助率 1 / 2
3. 事業実施期間 平成18年度～

[担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 6744 - 2210（直））]